

## 令和8年度 文京区社会福祉協議会 生活支援員募集要項

令和8年1月1日

### 1 生活支援員とは

認知症等により判断能力が不十分なため、また、身体の障害等のために福祉サービスの利用やそれに伴う利用料の支払い、日常生活に必要な金銭の管理を一人で行うことが難しい方がいらっしゃいます。

文京区社会福祉協議会では、このような方々を対象として実施している「地域福祉権利擁護事業」及び「財産保全管理サービス」の生活支援員を募集します。

なお、文京区社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任している被後見人等の定期的な支援を行う「法人後見協力員」としてもあわせて活動していただくことがあります。

### 2 具体的活動内容

#### (1) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供・助言
- ・福祉サービスの手続き援助
- ・福祉サービスの利用料の支払い等

#### (2) 日常的金銭管理サービス

- ・日常生活費の払い出し手続き
- ・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・家賃、地代、日用品等の代金を支払う手続き
- ・上記の支払いに伴う預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き

#### (3) 利用者の状況について報告及び研修・ケース検討会への参加

### 3 募集名称、身分及び採用人数

#### (1) 名 称 生活支援員（法人後見協力員）

#### (2) 身 分 文京区社会福祉協議会と雇用契約を結んでいただきます。

（利用者とのマッチングにより月1～2回程度不定期に出勤）

#### (3) 採用人数 若干名

### 4 応募資格

#### (1) 文京区内在住、在勤で令和8年4月1日現在、満20歳以上の方（学生の方は除く）

#### (2) 平日日中時間帯の活動が可能な方

#### (3) 高齢者や障害者等に対する福祉活動に理解と熱意を持ち、心身ともに健康な方

※ 以下に該当する方は応募できません

- (1) 現在、訪問介護事業所等でホームヘルパーやケアマネージャー等の業務に従事している者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し又はこれに加入した者。

## 5 申込から登録、活動開始までの流れ

### (1) 説明会申込み

下記、申込み先へ令和8年2月18日（水）までに電話で申込み。

定員10人（先着順）

### (2) 説明会参加（必須）

令和8年2月25日（水）14時～16時

区民センター4階 ボランティア活動室A

### (3) 面接

説明会後、希望者は申込書を提出し、同日面接。（説明会申込順に面接実施）

※なお、市民後見人養成実践講座申込者で面接を受けた者はこの面接を兼ねるものとします。

### (4) 選考

申込書と面接により決定します。

### (5) 書類提出

採用が決まった方には、書類をお送りしますので指定の期日までにご提出ください。

### (6) 活動・研修

令和8年4月1日付で登録、生活支援員連絡会や新任生活支援員研修（1～2日程度）受講後、おおむね6月以降より活動を開始していただきます。なお、活動については、利用者の状況等により、すぐに活動していただけない場合があります。

## 6 活動条件

### (1) 活動日及び活動時間

月1回～2回程度。午前9時～午後5時まで。1回の活動時間はおおむね3時間程度。

### (2) 賃金

利用者への援助活動に関わる時間に対して、所定の賃金及び交通費の実費を支給。

最初の1時間は1,250円。以降30分までごとに625円

※令和8年1月1日現在

## 7 問合わせ・申込み

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

電話03-3812-3156 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休み